

2. 災害時における葬祭用具等の供給に関する協定（高知県：全日本葬祭業協同組合連合会四国ブロック会）

災害時における葬祭用具等の供給に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と、全日本葬祭業協同組合連合会四国ブロック会（以下「乙」という。）は、葬祭用具等の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、高知県内に災害対策基本法に規定する地震・風水害その他による災害、国民保護法に規定する武力攻撃事態等緊急対処事態における災害その他の大規模災害等（以下「災害等」という。）における葬祭用具等の供給について、甲に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害等が発生した場合の協力事項は、原則として甲が災害対策本部、国民保護対策本部又は緊急対処事態対策本部を設置し、乙に対して葬祭用具等の供給について協力要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）

第3条 甲は、災害等が発生した場合、葬祭用具等の供給について、必要が生じたと認めた場合は、乙に対し協力を要請することができる。

（協力の実施）

第4条 乙は、甲の要請に従い、葬祭用具等の供給に関する業務を実施するものとする。

（緊急要請）

第5条 第3条の規定による協力要請において、止むを得ない事情により、甲が乙と連絡を取れない場合は、甲は直接、乙の会員に対し、協力を要請することができるものとする。

(報告)

第6条 乙は、甲の要請により、葬祭用具等の供給に関する業務を実施したときは、速やかに実施内容を甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲は、乙が実施した、葬祭用具等の供給に関する業務に係る経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、業務が完了したときは、組合員の業務実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。

(経費の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(経費の決定)

第10条 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における価格を基準にして、甲乙が協議して決定するものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続その他の事項は、実施細目で定めるものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決定するものとする。

(附則)

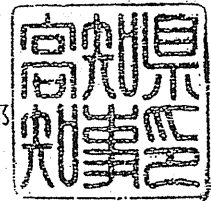
- 1 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がない時は、期間終了の日の翌日から1年間この協定は更新され、以後同様とする。
- 2 この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所有する。

平成19年3月26日

甲

高知県

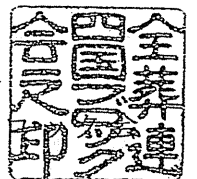
高知県知事 橋本 大二郎



乙 愛媛県松山市空港通3丁目7番5号

全日本葬祭業協同組合連合会四国ブ

会長 清水 宗吉



3. 危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定（四国4県）

危機事象発生時の四国4県広域応援に関する基本協定

徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「四国4県」という。）は、南海地震等自然災害はもとより、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態その他県民や滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じる危機事象の発生時における応援・協力体制を構築し、応急対策、応急復旧等を円滑に行うため、広域応援に関する協定（平成7年10月20日締結）を発展的に見直し、この協定を定めるものとする。

（趣旨）

第1条 この協定は、四国4県のいずれかにおいて、南海地震をはじめとして、次の各号に掲げる事態（以下「危機事象」という。）が発生し、危機事象が発生した県（以下「危機事象発生県」という。）のみでは救援等の応急対策が十分に実施できない場合に、危機事象発生県からの要請に基づき、四国内での広域応援活動を迅速かつ円滑に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

（1） 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害

（2） 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急対処事態

（3） 前2号に定めるもののほか、県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（応援幹事県の決定等）

第2条 危機事象発生県以外の県は、速やかに連絡を取り合い、危機事象発生県の広域応援計画の立案や広域応援活動を中心となって行う県（以下「応援幹事県」という。）を決定し、広域応援体制の調整を行うものとする。

2 各県は、あらかじめ広域応援に関する連絡担当部局を定めるなど、連絡体制を整備し、危機事象発生時には、速やかに必要な情報を相互に伝達するものとする。

（自主的応援出動）

第3条 震度6以上の地震が観測された場合又は県間の通信途絶等の緊急事態が生じた場合には、危機事象発生県以外の県は、危機事象発生県からの広域応援の要請がなくとも、速やかに情報収集活動をはじめ、必要な応急措置をとるものとする。

(情報の共有)

第4条 四国4県は、広域応援を行う場合における提供可能な物資及び資機材の品目及び数量、救急医療施設の所在地等必要な情報の共有化を図るものとする。

(広域応援の種類等)

第5条 広域応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 物資及び資機材の提供
 - (2) 施設、設備及び機器の使用又は貸与
 - (3) 職員の派遣
 - (4) 試験検査等の実施その他の役務の提供
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項各号に掲げる応援が速やかに行われるよう、各県は平素から関係機関等と十分な連絡体制をとり、迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。
- 3 具体的な広域応援内容等については、必要に応じて危機事象ごとに別に定めるものとする。

(広域応援の要請の手続等)

第6条 広域応援が円滑に実施できるよう、あらかじめ広域応援の要請手続、活動の内容等については、別に定めるものとする。

(広域応援の経費の負担等)

第7条 広域応援に要した経費は、原則として、広域応援を受けた県の負担とする。

- 2 広域応援を受けた県が、前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ、広域応援を受けた県から要請があった場合には、広域応援をした県は、一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第3条の自主的応援出動を行う県については、広域応援の要請があったものとみなし、自主的応援出動に要した経費の負担については前2項に準じて取り扱うものとする。ただし、危機事象の発生状況等に係る情報収集活動に要する経費は、広域応援を行う県の負担とする。

(物資等の携行)

第8条 広域応援をする県は、危機事象発生県の要請又は第3条の自主的応援出動により職員の派遣をする場合には、派遣職員自らが消費し、又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換等)

第9条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に実施されるよう、毎年4月1日現在の地域防災計画、国民保護計画、危機事象ごとの担当部局一覧その他広域応援活動に必要な資料を相互に交換するものとする。

(訓練)

第10条 四国4県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策等に関する訓練を実施するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項で、特に協議が必要なものが生じた場合には、その都度四国4県が協議して定めるものとする。

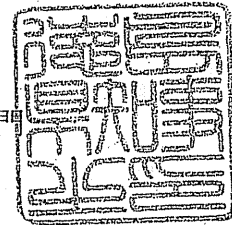
(施行)

第12条 この協定は、平成19年2月5日から施行する。

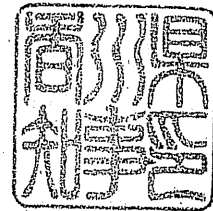
この協定を締結したことを証するため、この協定書4通を作成し、各県の知事が記名押印をして、各自その1通を所持する。

平成19年2月5日

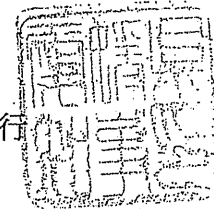
徳島県知事 飯 泉 嘉 門



香川県知事 真 鍋 武 紀



愛媛県知事 加 戸 守 行



高知県知事 橋 本 大二郎



4. 中国・四国地方の災害発生時の広域支援に関する協定（中国・四国9県）

中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県（以下「中国・四国9県」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定する災害又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態（以下「災害等」という。）が発生し、災害等が発生した県（以下「被災県」という。）が独自では十分な応急措置及び国民保護措置等（以下「応急措置等」という。）が実施できない場合に、迅速かつ的確に被災県における応急措置等の支援を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（カウンターパート制による支援）

第1条 中国・四国9県は、被災県に対する支援を行う県を予め定めたカウンターパート制により、災害等発生当初から円滑かつ迅速に支援を行なう。

2 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県は、災害等発生後、必要に応じて、速やかに連絡員を被災県に派遣し、情報収集を行うとともに、被災県が必要とする支援を実施する。

（広域支援本部の設置）

第2条 中国・四国9県は、被災状況に応じた、よりの確な支援を実施するため、中国地方知事会の会長県（以下「会長県」という。）及び四国知事会の常任世話人県（以下「常任世話人県」という。）に広域支援本部を設置する。

2 広域支援本部は相互に連携し、被災県の被災状況や各県の支援状況等の情報集約を行い、被災県に対する支援に係る包括的な調整を行う。

3 会長県及び常任世話人県が被災した場合における広域支援本部の設置県については、別に定める。

（支援の内容）

第3条 支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供
- (3) 避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇、航空機の派遣及びあわせん並びに資機材の提供
- (4) 医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 避難者を受け入れるための施設の提供
- (6) 前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

（広域支援本部による支援の要請）

第4条 広域支援本部の設置県の知事は、所属ブロックの構成県だけでは被災県に対して十分な支援ができないと判断したときは、中国ブロックにあっては常任世話人県の知事に、四国ブロックにあっては会長県の知事に対し、文書をもって支援要請する。ただし、そのいとまがない場合は、電話等により支援要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

(支援に要する経費の負担等)

第5条 支援に要した経費は、原則として支援を受けた県（以下「被支援県」という。）の負担とする。

2 被支援県が前項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、支援を実施した県が一時繰替（国民保護に関しては「立替」と読み替える。以下の同じ）支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の相互交流)

第6条 中国・四国9県は、この協定に基づいて支援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画、国民保護計画及びその他参考資料を相互に提供するほか、各県が実施する訓練等に相互に参加するなど、各県間の相互交流を図るものとする。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、各県が別に締結した災害時等における相互支援に関する協定を排除するものではない。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、この協定書9通を作成し、各県が記名・押印をして、各自その1通を所持する。

附則

- 1 この協定は平成24年3月1日から施行する。
- 2 平成7年12月5日に締結された協定は、これを廃止する。

鳥取県代表者	鳥取県知事	平	井	伸	治
島根県代表者	島根県知事	溝	口	善	兵衛
岡山県代表者	岡山県知事	石	井	正	弘
広島県代表者	広島県知事	湯	崎	英	彦
山口県代表者	山口県知事	二	井	関	成
徳島県代表者	徳島県知事	飯	泉	嘉	門
香川県代表者	香川県知事	浜	田	恵	造
愛媛県代表者	愛媛県知事	中	村	時	広
高知県代表者	高知県知事	尾	崎	正	直

中国・四国9県カウンターパート制運用規程

(趣旨)

第1条 中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（以下「協定」という。）

第1条第1項及び協定実施要領第2条第2項に基づき、カウンターパート制による支援の実施に関し必要な事項を定める。

(支援を行う県の役割)

第2条 カウンターパート制により被災県に対する支援を行う県（以下「支援担当県」という。）の役割は、次のとおりとする。

- (1) 連絡員を被災県に派遣して情報収集を行い、被災地ニーズ等を把握
- (2) 被災地ニーズに応じた支援を円滑かつ迅速に実施
- (3) 被災地ニーズ、支援状況等を支援担当県の所属するブロックに設置される広域支援本部に報告

(災害情報の共有)

第3条 支援担当県と支援の相手方となる県（以下「支援対象県」という。）は、相互に連絡し、被害状況等の情報を共有する。

- 2 前項の情報共有を開始する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。
 - (1) 支援対象県に災害対策本部が設置されたとき
 - (2) 支援対象県において、震度6弱以上の地震が観測されたとき又は津波警報（大津波）が発表されたとき
 - (3) 支援対象県において、被害の規模が甚大な災害等が発生したとの情報を得たとき

(連絡員の派遣)

第4条 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣する時期は、次のとおりとする。ただし、カウンターパートグループ構成県において別の定めをした場合はこの限りでない。

- (1) 前条の情報共有の過程において、支援対象県から支援担当県に対して支援要請の意向が示されたとき
 - (2) 支援担当県が災害等の実態に照らし、支援が必要と判断して連絡員派遣の申し出を行った場合において、支援対象県がその受け入れを了承したとき
 - (3) 通信の途絶等により、支援担当県が被害状況等の情報を収集することが困難な場合において、支援対象県に甚大な被害が推測されるとき
- 2 支援担当県が支援対象県に連絡員を派遣したときは、支援担当県が中国ブロックに所属する場合にあっては会長県に、支援担当県が四国ブロックに所属する場合にあっては常任世話人県に対し、その旨連絡するものとする。

(広域支援本部との連携)

第5条 広域支援本部から支援対象県に連絡員の派遣があった場合は、支援担当県及び広域支援本部の連絡員は、相互に連携して情報収集及び連絡調整を行うものとする。

(支援の実施)

第6条 支援担当県は、連絡員からの情報に基づいて、被災県が必要とする支援を実施するものとする。ただし、通信の途絶等により被災県の被害状況等の情報を収集することが困難なときには、連絡員からの情報を待たずに支援を実施することができる。

(支援担当県の調整)

第7条 前4条に定める事項については、協定実施要領第2条第1項の別表1に定めるグループ構成県のうち、被災県以外の県が行うものとする。

2 グループ構成県がすべて被災した場合には、広域支援本部が他のグループ構成県に支援の割当を行うものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めのない事項は、各県が協議して定める。

附 則

この要領は、平成24年3月1日から施行する。

別表1 (第2条)

グループ	構成県
グループ1	鳥取県 徳島県
グループ2	岡山県 香川県
グループ3	広島県 愛媛県
グループ4	島根県 山口県 高知県

別表2 (第7条関係)

県名	部(局)	課(室)	係(班等)	電話 (消防防災無線)	ファクシミリ (消防防災無線)
鳥取県	危機管理局	危機管理政策課	企画担当	0857-26-7584 (31-304)	0857-26-8137 (31-311)
島根県	総務部	消防防災課	防災グループ	0852-22-5885 (32-25884)	0852-22-5930 (32-875)
岡山県	(知事直轄)	危機管理課	危機管理 ・国民保護班	086-226-7385 (33-2572)	086-225-4659 (33-5730)
広島県	危機管理監	危機管理課	危機管理 グループ	082-513-2785 (34-89)	082-227-2122 (34-84)
山口県	総務部	防災危機管理課	危機対策班	083-933-2370 (35-821)	083-933-2408 (35-868)
徳島県	危機管理部	危機管理政策課 南海地震防災課	危機管理担当 防災業務担当	088-621-2713 088-621-2716 (36-56)	088-621-2849 (36-57)
香川県	防災局	危機管理課	防災企画・南海 地震グループ	087-832-3188 (37-2484)	087-831-8811 (37-2479)
愛媛県	県民環境部防災局	危機管理課	防災企画係 危機管理係	089-912-2335 (38-2335)	089-941-2160 (38-2328)
高知県	危機管理部	危機管理・防災課	危機管理・防災担当	088-823-9320 (39-11)	088-823-9253 (39-11)

5. 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定（鳥取、徳島、三重及び近畿圏）

近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定

福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県及び関西広域連合は、近畿圏危機発生時の相互応援について次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県（以下「府県」という。）の区域において、次の事態（以下「危機」という。）が発生し、当該区域を所管する府県だけでは十分に応急対策が実施できない場合に、関西広域連合及び府県が連携して府県間の応援活動を迅速に遂行するための基本となる事項を定めるものとする。

- （1）災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害
- （2）武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全確保に関する法律（平成15年法律第79号）に定める武力攻撃事態等及び緊急処理事態
- （3）前2号に定めるもののほか、府県民及び滞在者の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態

（調整）

第2条 福井県、三重県、奈良県及び関西広域連合は、被応援府県に対する応援府県の応援活動が速やかに行われるよう協議する。

- 2 関西広域連合は、前項の協議を踏まえ、関西広域連合構成府県を含めた広域応援について調整を行う。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）職員の派遣
 - （2）食料、飲料水及び生活必需品の提供
 - （3）資機材の提供
 - （4）避難者及び傷病者の受入れ
 - （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項
- 2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、関西広域連合及び府県は、平素から関係機関等と十分な連携を図ることにより、危機発生時の迅速かつ的確な対応に万全を期するよう努める。
 - 3 具体的な応援内容等については、必要に応じて事象ごとに別途定める。

（被害状況等の連絡）

第4条 府県は、当該府県の区域において相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合は、速やかに関西広域連合に被害状況等を連絡するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の連絡を受けた場合は、全ての府県の被害状況等を確認し取りまとめ、全ての府県に連絡するものとする。

（応援要請等の手続）

第5条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、関西広域連合に対し、文書により要請するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により要請し、後に文書を速やかに提出するものとする。

- 2 関西広域連合は、前項の要請を受けた場合は、速やかに他の府県と調整の上、応援の割当てを定めた応援計画を作成し、被応援府県及び応援府県に対し、文書により通知するものとする。ただし、その暇がない場合は、口頭により連絡し、後に文書を速やかに提出するものとする。
- 3 第1項の要請をもって、被応援府県から応援府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援の実施)

第6条 前条第2項の応援計画の通知を受けた応援府県は、当該応援計画に基づき、被応援府県を応援するものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として当該応援を受けた被応援府県が負担する。

- 2 被応援府県が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、被応援府県から要請があった場合には、応援府県は当該経費を一時繰替支弁する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、武力攻撃事態等及び緊急処理事態においては、その応援に要した経費については武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第165条の定めるところによる。
- 4 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被応援府県が、被応援府県への往復の途中において生じたものについては応援府県が、その損害を賠償するものとする。

(緊急派遣)

- 第8条 府県の区域において震度6弱以上の地震が観測された場合、又は府県間の通信の途絶等の緊急事態が生じた場合において、甚大な被害が推測されるときは、関西広域連合及び府県は、相互に調整の上、当該府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。
- 2 前項の情報収集等の結果、特に緊急を要し第5条第1項の要請を待つ暇がないと認められるときは、府県は、同要請を待たずに緊急派遣を受けた府県を応援することができる。
 - 3 前項の応援については、第5条第1項の要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第9条 関西広域連合及び応援府県は、職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第10条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行えるよう、毎年6月末日までに、関西防災・減災プラン、関西広域応援・受援実施要綱、各府県地域防災計画、各府県国民保護計画その他応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、相互に連絡するものとする。

(連絡会議の実施)

第11条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年度、第1条に掲げる危機に関する連絡会議を実施するものとする。

(訓練の実施)

第12条 関西広域連合及び府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、合同して応急対策に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第 13 条 この協定に定めのない事項は、必要の都度、関西広域連合及び府県が協議して定めるものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成 24 年 10 月 25 日から適用する。
- 2 この協定の適用をもって、平成 18 年 4 月 26 日に締結した「近畿 2 府 7 県危機発生時の相互応援に関する基本協定」は廃止する。

この協定の締結を証するため、本書 10 通を作成し、各団体記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 24 年 10 月 25 日

福井県

福井県知事 西 川 一 誠

三重県

三重県知事 鈴 木 英 敬

滋賀県

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

京都府

京都府知事 山 田 啓 二

大阪府

大阪府知事 松 井 一 郎

兵庫県

兵庫県知事 井 戸 敏 三

奈良県

奈良県知事 荒 井 正 吾

和歌山県

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

徳島県

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

関西広域連合

広域連合長 井 戸 敏 三

6. 災害時における火葬場の相互応援協力に関する協定（愛知県：県下市町村）

災害発生時における火葬場の相互応援協力に関する協定

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における愛知県内の火葬場間の広域的な相互応援協力について必要な事項を定めることにより、遺体の円滑な火葬を実施し、もって、公衆衛生の確保に資することを目的とする。

（協定市町村等）

第2条 この協定は、愛知県内で火葬場を経営する市町村及び地方公共団体の組合（以下「協定市町村等」という。）の相互間において締結するものとする。

（応援協力の実施）

第3条 この協定における応援協力は、次のいずれかに該当する場合で、協定市町村等から応援協力の要請があったときに実施するものとする。

- (1) 協定市町村等の火葬場が被災して稼働できなくなった場合
- (2) 協定市町村等の火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じた場合
- (3) その他協定市町村等の火葬場の稼働に支障が生じた場合

（応援協力の内容）

第4条 この協定における応援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1) 要請を受けた遺体の火葬
- (2) 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
- (3) 火葬場の業務に係る人員の派遣
- (4) その他要請のあった事項のうち必要と認められる事項

（応援協力の手続等）

第5条 この協定における応援協力の要請は、応援協力を要請する協定市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、他の協定市町村等の長に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援協力の要請に係る手続きは、別に定めるものとする。

（応援協力体制）

第6条 前条の応援協力の要請に対し、広域的に応じるため、別表のとおり協定市町村等を4ブロックに分割し、各ブロックにそれぞれ幹事を置く。

2 幹事は、前条の応援協力の要請に対し、迅速かつ円滑に応じるため、ブロック内の協定市町村等及び他ブロックの幹事との連絡調整を行うこととする。

3 幹事から代表幹事を選出する。

4 代表幹事は、必要に応じ関係ブロックの幹事と連絡調整を行うものとする。

（協定市町村等の責務）

第7条 第5条第1項の規定により応援協力をを行う協定市町村等（以下「応援協力市町村等」という。）は、自らの業務に支障がない限り応援協力をを行うものとする。

2 応援協力市町村等の長は、第5条の応援協力の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通知するものとする。

3 協定市町村等は、第4条各号に規定する応援協力が円滑に実施できるよう、あらかじめ必要な物資等の確保及び応援協力体制の整備等に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 応援協력에要する経費は、原則として要請市町村等がこれを負担するものとする。

2 経費の負担について疑義を生じた場合は、要請市町村等及び応援協力市町村等の協議により、決定するものとする。

(連絡協議会の設置)

第9条 この協定の運用その他必要な事項を協議するため、協定市町村等による連絡協議会を設置するものとする。

(協定市町村等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町村の合併等により協定市町村等に変更が生じた場合は、特段の申し出がない限り、当該変更後に承継した市町村又は地方公共団体の組合が、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱うものとする。

2 この協定を締結後、新たに愛知県内で火葬場を運営する市町村又は地方公共団体の組合からこの協定の締結についての申し出があった場合は、連絡協議会に諮るものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項、定めのない事項又は疑義が生じた事項は、代表幹事が連絡協議会に諮り、決定するものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成18年3月30日から適用する。

この協定の証として、本書31通を作成し、各自1通を保管する。

平成18年3月30日

名古屋市長 松原武久

豊橋市長 早川 勝

岡崎市長 柴田紘一

一宮市長 谷 一夫

瀬戸市長 増岡錦也

津島市長 三輪 優

刈谷市長 榎並邦夫

安城市長 神谷 学

蒲郡市長 金原久雄

常滑市長 石橋誠晃

稲沢市長 服部幸道

新城市長 穂積亮次

知多市長 加藤 功

知立市長 本多正幸

田原市長 白井孝市	愛西市長 八木忠男
蟹江町長 横江淳一	飛島村長 久野時男
弥富町長 川瀬輝夫	一色町長 都築 讓
設楽町長 加藤和年	東栄町長 森田昭夫
知多中部広域事務組合管理者 半田市長 榊原伊三	愛北広域事務組合管理者 江南市長 堀 元
衣浦衛生組合管理者 高浜市長 森 貞述	豊川宝飯衛生組合管理者 豊川市長 中野勝之
知多南部衛生組合管理者 南知多町長 森下利久	豊田三好事務組合管理者 豊田市長 鈴木公平
尾張東部火葬場管理組合管理者 春日井市長 鶴飼一郎	知北平和公園組合管理者 東海市長 鈴木淳雄
西尾幡豆広域連合長 中村晃毅	
立会人 愛知県健康福祉部長 今井秀明	

別表

ブロック	市 町 村	地方公共団体の組合
尾張ブロック	名古屋市、一宮市、瀬戸市、津島市、稲沢市、愛西市、蟹江町、飛島村、弥富町	愛北広域事務組合、尾張東部火葬場管理組合
知多ブロック	常滑市、知多市	知多中部広域事務組合、知多南部衛生組合、知北平和公園組合
西三河ブロック	岡崎市、刈谷市、安城市、知立市、一色町	衣浦衛生組合、豊田三好事務組合、西尾幡豆広域連合
東三河ブロック	豊橋市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町	豊川宝飯衛生組合

第3節 本章のまとめ

1. 自治体が民間と結んでいる協定は、大規模災害時における各種の資機材の確保を目的とした、全日本葬祭業協同組合連合会及びその地域の協同組合、全国霊柩自動車協会及びその地方支部連合会、全日本冠婚葬祭互助協会などとの間での協定があるが、東京都は、民間火葬場とも協定を締結している。
2. 全国組織である全日本葬祭業協同組合連合会との葬祭用品、遺体搬送についての協定では、
 - ① 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等役務の提供、遺体安置施設等の提供、遺体の搬送
 - ② 自治体の要請を受けて実施
 - ③ 経費の支払いは、締結内容にかかる経費を業務に終了時に支払う。
 - ④ 価格は、災害時の直前における適正価格を協議によって決定。搬送経費については、運輸局に届けている価格を基準に協議して決定
 - ⑤ 全国霊柩自動車協会との協定では、霊柩自動車による遺体搬送、その他
 - ⑥ 地域の葬祭業協同組合との協定では、葬祭用品として棺、ドライアイス、骨壺及び骨箱、その他自治体が指定した葬祭用品（愛知県と愛知県葬祭業協同組合との例）
3. 霊柩自動車協会及びトラック協会霊柩部会と自治体の協定締結は、平成8年から始まり、阪神・淡路大震災後に一つの山があり、平成18年から二つ目の山があり東日本大震災後の平成24年にピークがあった。
4. 行政間の協定は、愛知県では、名古屋市をはじめとする県下の市町村で相互応援協定を結んでいる。応援の実施は、以下の場合としている。
 - ① 火葬場が被災し、稼働できなくなったとき
 - ② 火葬場の火葬能力を著しく超過する遺体の火葬を行う必要が生じたとき
 - ③ 火葬場の稼働に支障が生じたとき応援の内容としては、以下の場合としている。
 - ④ 遺体の火葬
 - ⑤ 火葬場の業務に必要な物資等の提供及び斡旋
 - ⑥ 火葬場にかかる人員の派遣
 - ⑦ その他要請のあった事項応援協力の体制で、県内を4ブロックに分けた体制を設定している。各ブロックに連絡調整を行う幹事自治体及び代表幹事を決める。代表幹事は平常時に会議を持つことによって、災害時スムーズな協力体制が取れる。その他、協定を結んだ各市町村の責務、経費負担、連絡協議会の設置等を定めている。
5. 高知県では、中国四国8県で災害相互援助協定、四国4県広域応援協定を結ぶとともに、県内市町村及び一部事務組合と火葬場連絡協議会を設置している。この、火葬場連絡協議会には、高知県健康政策部食品・衛生課も構成員となっている。

第5章 災害時における施設の運営

第1節 火葬場運転要員の確保

大災害時においては、想定を超える多数の死者が発生するので、後述するように、通常の運営を超えた運営が必要となるため、運営要員の確保が問題となる。東日本大震災時においては、火葬場運営要員の確保は、多くの施設で火葬炉メーカーの職員に依存するところが大きかった。これは、震災を受けた火葬設備の点検をメーカーが行い、そのまま、現地に残って運転指導を行ったため、施設によっては被害を受けた火葬炉部品の手配にメーカーが大きく貢献した。

一方、火葬施設は民間委託が進んでおり、そのような場合には、委託を受けた事業者が要員の確保を行っている。近年まで直営であった施設では、配置換え等で他の部局に火葬場OBがいれば応援することも可能で、実際そのような対応をした施設もあった。しかし、直営が減少している最近の状況では火葬場OBの確保は難しいのが現状である。

また、火葬場相互間での応援職員の派遣は、平常時に緊密な関係を構築しておくことが必要である。委託事業者も含め後に記述する火葬場連絡協議会などを通じて、応援体制を構築することが望まれる。

第2節 設備の損耗、資機材の確保などへの対処

現在の火葬場における、建設計画においての火葬炉運転仕様では1炉あたりの稼働回数が1～3回となっている。平常時は1～2回の施設が多いため多数回転を想定していない。昨年に実施した火葬場への聞き取りでも明らかになったが、災害時の対応として5回転以上の過負荷運転を行うと、炉体及び台車の過熱で火炉台車が動かなくなるなどのトラブルが発生している。これは、炉形式、火葬炉の老朽化の度合いなどによっても一定ではないが、現在の火葬炉の仕様が上記に示したように1～3回の運転回数を前提としているため、それ以上の稼働回数になると熱膨張により火炉台車に変形するなどして、運転が継続できなくなる可能性があるためである。

このため、第6章でも述べるが、火葬炉建設にかかる仕様で、例えば「5回転が可能とする」とうたうことにより、炉メーカーはそのための熱負荷を設計に加えることとなり、問題を生ずることなく多回転運転が可能となる。

もう一つの課題は、現状の火葬施設は地域への融合性やデザインに設計の主眼が置かれ、火葬場の本来の機能である火葬炉設備が後回しになる傾向がある。これらを反映して、建設費においても施設全体の建設費に占める火葬炉設備費が概ね20%程度と少ない。このため、建築設備主体で設計が行われるためである。

このため、完成した火葬場では、次のような問題が発生している。

- ① 火葬炉の運転がやりにくい
- ② 建物内に熱がこもる
- ③ 後年発生する改修工事に支障が出る

などである。

火葬炉機能を最大限に発揮できるよう「換気」はもとより将来の施設更新等に十分配慮した建築設計が必要である。数は少ないが民間施設では熱の発生する排ガス処理設備などを、外観上を

考慮したうえで建物外に設置するなどの措置をとっている例があり、火葬場の設計時における配慮が望まれる。

資機材の確保については、個々の火葬場で一定の備蓄は必要であるが、協定等による事業者からの供給も大規模災害時には供給に困難が発生することが予想される。このことは、3章で示した広域火葬計画策定自治体へのアンケートでも不安が示されている。火葬場が共同して備蓄を行ったり、国、都道府県または民間事業者が協議し、数カ所の拠点を設けて備蓄することも検討されてよい。なお、この場合は全国一律ではなく、地域の火葬習慣に基づききめ細かな配慮が必要である。

第3節 緊急時の火葬場の対応

1. 火葬中に災害が発生した時の対応

東日本大震災では、多くの火葬場が「友引」による休館日であったことと、震災発生の時間が、午後の火葬が終了する間際の時間であったことが幸いした。通常火葬業務中に災害が発生した場合は、まず、火葬中の遺体の火葬を終了するためにあらゆる手を尽くさなければならない。一般的には、非常用発電機が設置してあれば、正常に起動することによって、火葬中の遺体の火葬は終了することが可能である。このため、次に掲げる項目について、平常時に点検及び災害時を想定した訓練を怠ることの無いよう注意が必要である。

① まず、来館者及び職員自らの身の安全を確保する。

② ①の後、非常用発電機によって火葬を継続し終了させる。

このため、平常時において非常用発電機を点検するとともに定期的に試運転し、正常に起動すること及びVベルトなど消耗品等の劣化がないことを点検する。また、発電機の燃料及び火葬炉用燃料の残量を常に確認する。

2. 災害発生後の対応

(1) 火葬設備の点検

大災害の発生時においては、火葬が行えるかどうかなど、炉体、排ガス処理系統、燃料系統など施設の被害状況を早急に調べる必要がある。非常用発電装置等は日ごろから稼働確認をしておかなければならない。東日本大震災では、自動的に発電機が作動したものの、Vベルトが破断して予備もなく、ましてや購入手配できる状況ではなかったケースがあった。

(2) 被害状況の確認

大災害時には、停電や通信手段が途絶えたりして情報の取得が難しくなるので、携帯ラジオ、非常用無線などから被害状況を取得する必要がある。

同時に、火葬場従事者の安否確認も重要で、火葬場が運転できるかどうかにかかってくる。非常時の連絡手段を構築しておく必要がある。

(3) 停電復旧の見通し、燃料確保の状況などユーティリティの状況や確保のための行動で、業者との協力協定等を締結していれば準備状況及び確保の状況等を確認する。

(4) 要員確保の見通し

職員が被害にあっている場合や、時間外対応が必要となることが予想される場合は、人員要請をすることになるが、簡単に人員が補充されるとは考えにくい。このため時間外対応が必要になるが、現状の職員でどこまで運転が可能か十分検討協議が必要となる。

(5) 運転計画の作成

上記の確認が取れたうえで、火葬計画の策定になるがこの間火葬場連絡協議会、都道府県などから火葬協力要請が来れば、広域火葬計画に基づいて積極的に対応する。

複数の火葬場がある自治体では、平常死遺体と災害遺体との割振り、単一の火葬場では時間調整によって火葬を行う。

第4節 緊急時対応マニュアルの策定及び実地訓練の実施

平常時において、緊急のレベルごとに対応マニュアルを策定し、これに基づいて実地訓練を行う必要がある。参考として当協会が作成した「火葬場の危機管理マニュアル作成指針（案）」を示す。このマニュアルは、当協会が実施している「火葬場管理士資格認定講習」において、平成16年から用いているテキストから引用・修正したものである。

火葬場の危機管理マニュアル作成指針（案）

NPO法人 日本環境斎苑協会

第1章 総 則

第1 目 的

火葬場の危機管理マニュアルは、火葬場において災害の発生防止、被害の最小限度の抑止、また、事故等の発生抑制などを目的として作成するものであり、市町村の火葬場担当課職員、火葬場の職員及び関係者に日常から十分に周知させること等により異常事態が発生しても、火葬の円滑化を図れるようにすることをねらいとするものである。

第2 災害、事故に対する基本的な考え方

危機管理マニュアルの作成に当たっては、次の基本的な対応策を考慮する。

- (1) 発生する災害、事故は大きく想定し、発生したら被害を最小限度に抑えるよう努めるものとする。
- (2) 災害、事故への対応策は、常に代案を準備する（災害のレベルがまちまちであることから第1案、第2案……を考えておく）。
- (3) 災害、事故が発生したら、先ず第1報（第1案は電話、第2案は携帯電話、第3案はFAX、第4案は有線電話又は無線電話等）を市町村の火葬場担当主管課と消防署等へ速やかに行う。また、事態が進展したらその状況を第2報、第3報……として続報を忘れずに行う（具体的に、誰に、どこへ（関係機関先等）報告するかを決めておく）。

第2章 予防対策

第3 防災組織と役割分担

市町村の火葬場担当主管課及び火葬場を含めた防災組織及び役割分担を別表のとおり定める。
(別表参照)

第4 施設、火葬炉設備の耐震性、耐火性等の確認

施設の防災性及び火葬炉設備の耐震性、耐火性、消火設備等の確認を定期的に行い、どの部分